

諮詢庁：厚生労働大臣

諮詢日：平成29年2月13日（平成29年（行情）諮詢第58号）

答申日：平成29年5月15日（平成29年度（行情）答申第49号）

事件名：平成27年度に愛知県より受理した「使用者による障害者虐待について（報告）」文書一式の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成27年度に愛知県より受理した、使用者による障害者虐待について（報告）文書一式（障害者虐待に関して愛知労働局が入手した文書）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮詢庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、愛知労働局長（以下「処分庁」という。）が平成28年11月10日付け愛労発雇均11110第6号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

法5条1号及び2号イに該当しない。

第3 謝問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人である開示請求者（以下、第3においては「請求者」という。）は、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、平成28年9月2日付け（同日受付）で、「障害者虐待に関して愛知労働局が入手した文書」に係る開示請求を行った。

(2) 処分庁は、本件対象文書として特定した行政文書を5つの行政文書ファイルに編てつし保有していることから、手数料の算定基礎となる行政文書の数は5件であるとして、請求者に対し、同年10月14日付け事務連絡「行政文書開示請求書の補正について（依頼）」及び同月25日付け事務連絡「行政文書開示請求書の補正について（補正依頼文書の訂正）」により、本件対象文書は以下の5件であることを示し、開示手数

料の追加納付を依頼するとともに、手数料が納付されない場合には、全数の開示決定等をすることができず、最も対象文書の数が多い文書に対する開示請求として扱う旨を請求者に通知したが、請求者から補正及び開示手数料の追加納付のいずれの意思表示も示されなかった。

- ① 平成28年度に愛知県より受理した、使用者による障害者虐待について（報告）文書一式（以下「文書①」という。）
 - ② 平成27年度に愛知県より受理した、使用者による障害者虐待について（報告）文書一式（以下「文書②」という。）
 - ③ 平成26年度に愛知県より受理した、使用者による障害者虐待について（報告）文書一式（以下「文書③」という。）
 - ④ 平成25年度に愛知県より受理した、使用者による障害者虐待について（報告）文書一式（以下「文書④」という。）
 - ⑤ 平成24年度に愛知県より受理した、使用者による障害者虐待について（報告）文書一式（以下「文書⑤」という。）
- (3) このため、処分庁は、同年11月10日付け愛知発雇均1110第6号により部分開示決定を行ったところ、請求者は原処分を不服として同月14日付け（同日受付）で審査請求を提起したものである。

2 環境省としての考え方

本件審査請求に対し、文書①及び③ないし⑤については原処分における法の適用条項を法9条2項に改め、更に文書②については、原処分における法の適用条項に法5条6号柱書き及びイを追加した上で、それぞれ以下のとおり考える。

- (1) 文書②については、原処分において不開示とした部分のうち、その一部を新たに開示した上で、その他の部分については、法5条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイに基づき原処分を維持して不開示とすることが妥当である。
- (2) 文書①及び③ないし⑤については、開示手数料の納付がなされなかつた不適法な開示請求であるとして全部不開示を決定した原処分は妥当である。

3 理由

(1) 本件対象行政文書の特定について

本件対象文書は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）24条に基づき、都道府県から都道府県労働局あてに使用者による障害者虐待に関する報告がなされた報告文書一式である。

処分庁は、上記1(2)のとおり、本件対象文書を入手した年度毎に、平成24年度から平成28年度までの期間において、文書①ないし⑤の5つの行政文書ファイルに編てつし保有している。

また、本件開示請求に当たり、請求者からは開示手数料1件分のみ納付されており、また、処分庁からの補正等に係る依頼に対して、補正の意思表示及び開示手数料の追加納付の意思表示は何ら示されていない。

このため、平成26年度（行情）答申第10号を踏まえ、本件開示請求に当たり請求人が納付した1件分の開示手数料については、より数の多い行政文書ファイルに対するものとして取扱うべきものと判断して、文書②を納付のあった開示手数料1件分に係る対象文書とし、その余の本件対象行政文書については、開示手数料の納付のない不適法な開示請求として全部不開示としたものであり、原処分は妥当である。

（2）障害者虐待防止法24条に基づく報告について

ア 報告について

障害者虐待防止法は、障害者に対する虐待の禁止、虐待の防止に係る国等の責務、障害者虐待防止等のための具体的スキームを定めており、都道府県は、使用者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者（以下「通報者」という。）から通報を受けたとき、使用者による虐待を受けた障害者（以下「被虐待者」という。）から届け出を受けたとき又は障害者虐待防止法23条に定める市町村からの通知があったときは、当該通報、届出又は通知に係る使用者による障害者虐待に関する事項を、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に報告を行わなければならない（障害者虐待防止法24条）。

イ 報告文書一式の構成及び記載内容について

本件対象文書は、障害者虐待防止法24条に係る報告に際し、都道府県から都道府県労働局あてに提出された報告文書一式であり、事務連絡文書、労働相談票及び添付資料で構成される。

（ア）事務連絡文書について

事務連絡文書は、都道府県知事から都道府県労働局長あてに発出される文書又は市町村長から都道府県知事あてに発出される文書であり、自治体によって用いる様式及び記載内容が異なる。

（イ）労働相談票について

労働相談票は、障害者虐待防止法施行規則（平成24年厚生労働省令第132号）に定める事項を網羅的に記載するために用いる様式であり、a受付等、b通報（届出）者の事項、c被虐待者に関する事項、d被虐待者に関する事項、e使用者に関する事項、f虐待の内容・対応等で構成されており、以下のとおり各欄に記載項目がある。

a 「受付等」欄

①受付年月日、②来庁等、③障害者虐待に関する通報・発見等

の端緒

b 「通報（届出）者の事項」欄

①通報（届出）者氏名, ②性別, ③事業所への通知の諾否, ④被虐待者との関係, ⑤住所, ⑥電話番号

c 「被虐待者に関する事項」欄

①被虐待者氏名, ②性別, ③生年月日, ④年齢, ⑤年齢区分, ⑥障害の種類, ⑦雇用形態, ⑧障害の種類, ⑨障害程度区分, ⑩心身の状況, ⑪住所, ⑫電話番号

d 「事業所に関する事項」欄

①事業所名, ②代表者職氏名, ③担当者職氏名, ④所在地, ⑤電話番号, ⑥事業所規模, ⑦企業規模, ⑧業種

e 「使用者に関する事項」欄

①使用者名, ②性別, ③生年月日, ④年齢, ⑤年齢区分, ⑥被虐待者との関係, ⑦虐待の種別

f 「虐待の内容・対応等」欄

①虐待の内容及び発生要因, ②市町村又は都道府県が行った対応, ③使用者による障害者虐待が行われた事業所において改善措置が採られている場合にはその内容

g 受付台帳番号

(ウ) 添付資料について

本件における添付資料は, a 都道府県又は市町村が通報者又は被虐待者から提出を受けた資料, b 市町村又は都道府県における相談, 調査又は指導結果を取りまとめた資料, c 労働局担当者と都道府県担当者との協議内容を記録した資料があり, 事案ごとに添付資料の種類及び内容は異なる。

(3) 原処分における不開示部分について

原処分においては以下の部分を不開示としている。

ア 事務連絡文書

被虐待者の氏名及び住所, 事業所の名称及び所在地, 添付資料の内容並びに市町村担当者メールアドレスが記載された箇所。

イ 労働相談票

上記(2)イ(イ)に掲げたaからgまでの記載事項すべて。

ウ 添付資料

添付資料についてはその全てを不開示としている。

(4) 不開示情報該当性について

ア 法5条1号の不開示該当性について

別表に記載した情報のうち, 番号1の①, 番号2の①及び②, 番号3の①, ④, ⑥, ⑧, ⑩及び⑫並びに番号4の①及び②の不開示部

分については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある情報が含まれており、当該情報は法5条1号に該当し、かつ同号ただし書いないしハのいずれにも該当しないことから不開示情報に該当するものである。

イ 法5条2号イの不開示該当性について

別表に記載した情報のうち、番号2の②、番号3の⑧、⑩及び⑫並びに番号4の①の不開示部分については、法人等に関する情報であって、使用者による障害者虐待が行われている又は行われていることを疑われる法人等を特定することができる情報であり、これらの情報を公にすることにより、当該法人等に対する信用を失墜させ、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、別表に記載した情報のうち、番号3の⑫の不開示部分については、市町村又は都道府県が調査や指導等により把握した事業所における使用者による障害者虐待に関する情報等が記載されており、これらの情報は、当該法人等の内部管理に関する情報であるので、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法5条6号柱書き及びイの不開示該当性について

本件対象行政文書には、通報者、被虐待者、調査対象となった事業所等が、行政機関との信頼関係を前提として誠実に明らかにした使用者による障害者虐待に関する情報等が記載されている。これらが公にされた場合には、このような信頼関係が失われ、通報者、被虐待者は行政機関への相談をためらい、事業所は行政機関の調査及び指導に対し非協力的になり、ひいては指導に対する改善意欲を低下させ、事実関係の隠ぺいを行うなど、行政機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、別表に記載した情報のうち、番号2の③の不開示部分には、特定市担当者のメールアドレスが記載されており、これらは公にすることにより、いたずら等に使用されるおそれのある情報であり、地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報である。以上のことから、原処分で不開示とした部分のうち下記（5）以外の部分については、法5条6号柱書きに該当するため、不開示とすることが妥当である。

さらに、別表に記載した情報のうち、番号3の⑫並びに番号4の①及び②の不開示部分には、行政機関における処理状況等の情報が記載されており、これらの情報を公にすることは、行政機関における指導等の具体的手法が明らかとなり、検査等に関する事務に関し、正確な事実の把握及び違法な行為の発見を困難にするおそれがあると認められ、法6号イの不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

(5) 新たに開示する部分について

別表に記載した情報のうち、原処分において不開示とした番号2の④並びに番号3の②、③、⑤、⑦、⑨、⑪及び⑬については、法5条各号に定める不開示情報に該当しないため、新たに開示することとする。

4 請求者の主張について

請求者は、審査請求書の中で、「法5条1号、2号イに該当しない。」としているが、原処分における不開示部分の不開示情報該当性については、上記3(4)で示したとおりであることから、請求者の主張は失当である。

5 結論

以上のとおり、原処分の一部を変更し、上記3(5)に掲げる部分については新たに開示した上で、その余の部分については、法5条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮詢事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成29年2月13日 | 諮詢の受理 |
| ② 同日 | 諮詢庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月23日 | 審議 |
| ④ 同年4月20日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ 同年5月11日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「障害者虐待に関して愛知労働局が入手した文書」の開示を求めるものである。

処分庁は、本件開示請求に該当する文書は5つの行政文書ファイルに編てつし、保有していることから、手数料の算定基礎となる行政文書の数は5件であるとして、審査請求人に対し、本件開示請求に該当する文書は5件であることを示し、どの行政文書の開示が必要かの補正又は開示手数料の追加納付を依頼するとともに、手数料が納付されない場合には、全数の開示決定等をすることができず、最も対象文書の数が多い平成27年度の文書について開示決定する旨を審査請求人に通知したが、審査請求人から

補正及び開示手数料の追加納付のいずれの意思表示もされなかった。

このため、処分庁は、平成27年度の文書の一部について、法5条1号及び2号イに該当する部分を不開示とし、その他の文書については、手数料が不足するとして不開示とする決定を行った。

審査請求人は、法5条1号及び2号イに該当しないとして、原処分の取消しを求めている。

諮問庁は、諮問に当たり、原処分において不開示とした部分のうちの一部については、新たに開示するが、その余の部分については、法5条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイに該当するので、不開示を維持するとしていることから、本件対象文書の見分結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示すべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 別表の2欄に掲げる通番1及び2について

当該部分には、使用者による障害者虐待について、愛知県知事から愛知労働局長宛て又は市町村から愛知県知事宛てに報告された文書に添付された資料名が記載されており、これらを公にすると、通報者及び届出者は行政機関への通報、届出又は関係資料の提出等をちゅうちょするおそれがあると認められ、その結果、使用者による障害者虐待の防止等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は法5条6号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく不開示とすることが妥当である。

(2) 別表の2欄に掲げる通番3について

当該部分は、使用者による障害者虐待に係る情報が具体的に記載されており、一体として被虐待者に係る情報であり、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書いないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

次に、法6条2項による部分開示の可否を検討すると、個人識別部分については部分開示の余地はなく、その余の部分については、これらを公にすると、特定の事業場の関係者には被虐待者が特定される可能性が否定できず、特定の個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないことから部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条2号イ及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 別表の2欄に掲げる通番4について

当該部分には、使用者による障害者虐待について、市町村から愛知県知事宛てに報告された文書に係る連絡先メールアドレスが記載されている。

当審査会において特定市のホームページを確認したところ、当該メールアドレスは、ホームページに公開されている特定部署のメールアドレスであると認められ、これを公にしても、特定市が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当せず、開示すべきである。

(4) 別表の2欄に掲げる通番6及び9について

当該部分は、通番6については受付年月日、通報・発見の端緒等、通番9については通報（届出）者の氏名、住所等通報（届出）者に関する事項であり、労働相談票ごとに一体として通報（届出）者に係る情報であり、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

次に、法6条2項による部分開示の可否を検討すると、氏名、住所等は個人識別部分であり部分開示の余地はなく、その余の部分については、これらを公にすると、特定の事業場の関係者には通報（届出）者が特定される可能性が否定できず、特定の個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないことから部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(5) 別表の2欄に掲げる通番11及び13について

当該部分は、通番11については被虐待者の氏名、住所、障害の種類等被虐待者に関する事項、通番13については事業所名、所在地等事業所に関する事項であり、労働相談票ごとに一体として被虐待者に係る情報であり、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

次に、法6条2項による部分開示の可否について検討する。

ア 通番11のうち、氏名、住所等は個人識別部分であり部分開示の余地はなく、障害の種類、障害程度区分及び心身の状況については、障害に関することや事業場における虐待に関することなど、通常人に知られたくない機微な情報であり、関係者にとっては被虐待者が特定される可能性があり、これらを公にすると、特定の個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないことから部分開示できない。

したがって、通番11は、法5条1号に該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 通番13については、これらを公にすると、特定の事業場の関係

者には被虐待者が特定される可能性が否定できず、特定の個人の権利利益を害するおそれがないとは認められることから部分開示できない。

したがって、通番13は、法5条1号に該当し、同条2号イ及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(6) 別表の2欄に掲げる通番15について

当該部分は、使用者名、生年月日、被虐待者との関係等使用者に関する事項であり、労働相談票ごとに一体として使用者に係る情報であり、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

次に、法6条2項による部分開示の可否を検討すると、使用者名及び生年月日は個人識別部分であり部分開示の余地はなく、その余の部分については、これらを公にすると、特定の事業場の関係者には使用者が特定される可能性が否定できず、特定の個人の権利利益を害するおそれがないとは認められることから部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条2号イ及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(7) 別表の2欄に掲げる通番17及び19について

当該部分は、通番17については虐待の内容及び対応等が記載され、通番19については愛知県又は市町村が通報者又は届出者から提出を受けた資料並びに市町村又は愛知県における調査及び指導の内容等が記載されており、上記(1)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条1号、2号イ及び6号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(8) 別表の2欄に掲げる通番20について

当該部分には、障害者虐待に係る調査及び指導の内容等が記載されており、上記(1)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条1号及び6号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び2号イに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の4欄に掲げる部分は、同条6号柱書きに該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条1号及び6号柱書きに該当すると認められるので、同条2号イ及び6号イについて判断するまでもなく、

不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 萩葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 対象文書名及び頁			2 不開示部分		3 該当条文 (法第5号)				4 開示すべき部分
番号	対象文書名	通頁	通番	不開示部分	1号イ	2号イ	6号柱書き	6号イ	
1	愛知県知事から愛知労働局長あてに発出された事務連絡文書	1, 9, 1 6, 2 8, 3 2, 3 6, 4 0, 4 5及び 50	1	①9頁の不開示部分	○		○		なし
2	市町村長から愛知県知県(又は愛知県担当部署長)あてに発出された事務連絡文書	2, 1 0, 1 7, 2 9, 3 3及び 46	2	①2頁の不開示部分	○		○		なし
			3	②46頁の ③, ④以外の不開示部分	○	○	○		なし
			4	③46頁の特定市担当者のメールアドレス			○		全て
			5	④46頁の項目番	新たに開示				-

3	労働相談 票	3 及び 4 , 1 4 及び 1 5 , 1 8 及 び 1 9 , 3 0 及び 3 1 , 3 4 及 び 3 5 , 3 7 及び 3 8 , 4 2 及 び 4 3 , 4 7 , 4 8 , 5 1 及び 5 2	6	①「受 付等」 欄の ②, ③ 以外の 不開示 部分	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		なし
			7	② 「受付 等」欄 の空欄 部分	新たに開示			-	
			8	③「受 付等」 欄の 「障害 者虐待 に関す る通 報・発 見等の 端緒」 欄のう ち選択 式部分 以外の 記載部 分	新たに開示			-	
			9	④「通 報(届 出)者 の事 項」欄 の⑤以 外の不 開示部 分	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		なし

		1 0	⑤「通報（届出）者 の事項」欄 の空欄 部分	新たに開示				—
		1 1	⑥「被虐待者 に関する事項」欄 の⑦以 外の不 開示部 分	○		○		なし
		1 2	⑦「被虐待者 に関する事 項」欄 の空欄 部分	新たに開示				—
		1 3	⑧「事 業所に 関する 事項」 欄の⑨ 以外の 不開示 部分	○	○	○		なし
		1 4	⑨「事 業所に 関する 事項」 欄の空 欄部分	新たに開示				—

		1 5	⑩「使 用者に 関する 事項」 欄の下 記⑪以 外の不 開示部 分	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		なし
		1 6	⑪「使 用者に 関する 事項」 欄の空 欄部分	新たに開示				－
		1 7	⑫「虐 待の内 容・対 応等」 欄の不 開示部 分	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	なし
		1 8	⑬受付 台帳番 号	新たに開示				－
	添付書類	5 ない し 8, 1 1 な いし 1 3, 2 0 ない し 2 7, 3 9, 4 1, 4 4, 4 9 及び	1 9 ① 5 頁 ないし 8 頁, 1 1 頁 ないし 1 3 頁, 2 0 頁な いし 2 7 頁, 3 9 頁, 4	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	なし

		5 3 な いし 5 5		1 頁, 4 4 頁 及び 5 3 頁な いし 5 5 頁の 全面					
		2 0	② 4 9 頁全面	○		○	○	なし	